

令和元年度第3回埼玉県児童福祉審議会

日時：令和元年10月15日（火）

14時00分から

場所：埼玉教育会館

201・202会議室

1 開 会

2 福祉部長あいさつ

3 審議事項

（1）次期「埼玉県子育て応援行動計画」（令和2～6年度）の策定について

（2）児童養護部会における審議経過について

4 閉 会

出席委員

岩 本 一 盛 委員
久 能 由 莉 子 委員
斎 藤 洋 子 委員
南 條 有 希 子 委員
藤 井 美 憲 委員
若 盛 清 美 委員
直 井 利 充 委員

大 島 清 委員
栗 原 直 樹 委員
寺 田 治 子 委員
早 川 洋 委員
堀 田 香 織 委員
宇 田 川 幸 夫 委員
野 田 寿 美 子 委員

欠席委員

是 枝 く み 子 委員

中 原 恵 人 委員

◎開 会

○司会（少子政策課千明） 令和元年度第3回埼玉県児童福祉審議会を開会いたします。

本日は大変お忙しいところ御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

私は、少子政策課の千明です。本日の議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

机上に置かせていただきました資料ですが、まず次第がございます。それから資料1、次期「埼玉県子育て応援行動計画」の計画案でございます。資料2、第3回埼玉県子育て応援行動計画策定作業部会議事概要でございます。それから資料3、第4回埼玉県社会的養育推進計画検討委員会の議事概要でございます。それから資料4、児童養護部会の審議結果報告でございます。

以上、資料に不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

さて、会議の開会に先立ちまして、会議の公開について御説明させていただきます。

埼玉県児童福祉審議会規則により、会議は公開とし、出席委員の3分の2による議決があった場合は公開しないことができるとされております。本日の会議は、原則に基づき公開としておりますので、御了承ください。

◎福祉部長あいさつ

○司会 それでは初めに、福祉部長の知久から御挨拶申し上げます。

○知久福祉部長 皆さん、改めましてこんにちは。福祉部長の知久でございます。

委員の皆様には、公私ともに大変お忙しいところ、埼玉県児童福祉審議会に御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

また、このたび台風19号による被害をこうむられました地域、自治体の全ての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

県では、10月12日土曜日に災害対策本部会議を立ち上げまして、人命救助を最優先に、情報の収集でありますとか、職員を派遣して対応しているところでございます。

さて、本日の審議会では、令和2年度から6年度までの次期埼玉県子育て応援行動計画につきまして御議論いただきます。

前回の児童福祉審議会や計画策定作業部会でいただきました御意見を踏まえまして、本日の計画案を作成しました。

本日は、次期計画について皆様に御議論いただく最後の会議となります。

本日御審議いただいた結果を踏まえまして計画案を取りまとめ、11月に県民コメントを実施し、県民の意見を可能な限り反映した上で、2月の県議会に提出する予定となっております。

次世代を担う子供たちのために、よりよい計画を策定したいという思いでありますので、本日も御議論のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本日は10月3日に実施しました児童相談所の措置等に関する審議を行う児童養護部会の審議経過につきましても御報告させていただき予定になっております。

なお、私は、災害対策本部への出席のため、3時ちょっと前にこの場を退席させていただきます。

大変貴重な審議の中、恐縮ではございますが、御了承賜りますようお願い申し上げます。

皆様方には、児童福祉に関する施策の推進のため、お力添えいただきますよう心からお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

◎出席状況報告

○司会 次に、この審議会の定足数について御説明いたします。

本日の審議会は、委員16名中14名御出席いただき、過半数の委員が出席しておりますので、埼玉県児童福祉審議会規則第6条第2項の規定により、審議会が成立いたしますことを御報告申し上げます。

なお、本日は、中原恵人委員、是枝くみ子委員が欠席されております。

それでは、議事に入りますが、ここからは埼玉県児童福祉審議会規則第5条第1項の規定に基づき、栗原委員長に議長をお願いしたいと存じます。

栗原委員長、よろしくお願ひいたします。

○栗原委員長 よろしくお願ひします。

◎議 事

○栗原委員長 まず、会議次第の3番、審議事項に入る前に、埼玉県児童福祉審議会規則第10条に基づき、本日の議事録署名委員を指名したいと思います。

寺田委員と野田委員をお願いすることといたします。よろしくお願ひいたします。お二人には、後日、事務局より議事録の確認についてご連絡申し上げますので、よろしくお願ひいたし

ます。

◎審議事項

(1) 次期「埼玉県子育て応援行動計画」(令和2～6年度)の策定について

○栗原委員長 では、次第ですけれども、まず、次第の3、審議事項の(1)次期「埼玉県子育て応援行動計画」の策定について、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岸田少子政策課長 少子政策課長の岸田でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

次期「埼玉県子育て応援行動計画」令和2年度から6年度の計画案につきまして御説明いたします。

計画関係につきましては、先ほど御紹介しましたとおり、資料1から3の3種類をお配りいたしました。

これらの資料を御説明させていただきます。

資料1は、次期行動計画の計画案でございます。今回御審議していただく対象となっております。資料2は、先月18日に実施しました計画策定作業部会の議事概要、資料3は先月24日に実施しました社会的養育推進検討委員会での議事概要となっております。

資料1の計画案につきましては、資料2、資料3のそれぞれの作業部会での御意見を踏まえて策定したものとなっております。

それでは、早速でございますが、資料1をご覧ください。

前回の審議会に提示いたしました案から、修正点を主なものを中心に御説明したいと思います。

まず、4ページをお開きいただけますでしょうか。

初めという部分でございますが、前回の案では、冒頭に本県の合計特殊出生率は平成30年で1.34という事実関係の、少し合計特殊出生率が低いんだというような状況の御説明から始まってございましたけれども、作業部会のほうにおいて、それだと少し何か暗いような感じがするというお話ですとか、あとはこの計画というのは、子育て応援を行う計画なので、やはり始まりは子供を主語とした文章のほうがいいのではないかというような御意見をいただきまして、冒頭の3行をこのように修正しております。

これにあわせて、この計画は少子化対策と子育て支援策を行うためのものという趣旨がきちんとわかるように、全体を修正しているところがございます。

また、下から2行目のところですがけれども、SDGsの理念によりということを追加いたしました。こちらは、下に解説文を入れましたけれども、2015年の国連サミットで採択された、SDGs 誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標でございます。

「貧困をなくそう」や「全ての人に健康と福祉を」といった目標が17ございまして、子育て支援を行う上でも非常に重要な考え方だと思いますので、追加しております。

続きまして、6ページをご覧ください。

2の埼玉県の子育てをめぐる現状のところでございます。こちらは現状の分析ということで、これまでの推移ですとか、いろいろなデータ関係をお示ししておりますけれども、作業部会のほうで、埼玉県の数字と全国の数字を並べたほうが、埼玉県の状態をよりの確に把握できるのではないかと御意見ございましたので、全体として全国のものと同様のもの、両方数字がとれるものにつきましては、それぞれ並べまして、埼玉県の位置を明確にしているところでございます。

続きまして、少し飛びまして31ページになります。ご覧ください。

施策の方向性のところがございます。

こちらの③の、全ての子供の健全な成長と社会的自立を促すというところがございますけれども、前回の審議会と前回の作業部会において、愛着形成の重要性についての御意見をいただきました。これを受けまして、子ども・子育て支援法の基本指針にございます愛着形成についての記載を引用する形で、乳児期に養育者との愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を醸成しということを記載いたしました。

また、前回の審議会での非認知能力は、まだ定義が定まっていないのではないかと御意見を受けまして、非認知能力につきましては注釈をつけ、この計画においてはこういうふうを考えているというような定義を、下の米印のところに入れております。こちらは、今年から始まっております埼玉県教育振興基本計画を参考に記載させていただいております。

続きまして、具体的な取り組みについての修正箇所を御説明いたします。

34ページをご覧ください。

34ページ、(3)の施策番号の⑧の部分でございます。

前回の審議会でも、職場での体験活動は高校生だけでなく中学生も組み入れたほうが良いとい

う御意見をいただきましたので、高校生と書いてあったところを中高生ということで修正させていただきます。

続きまして、38ページになります。

38ページに、29番目の取り組みを追加させていただいております。こちらは作業部会のほうで、埼玉県はがん患者の生殖機能を温存する治療への助成をしており、その技術が進んで、子供でもそういった技術が適用可能となっていて、先進的なシステムなので、計画に取り込むべきではないかというような御意見をいただきまして、こちらの取り組みを新たに記載させていただきます。

続きまして、39ページをお開きください。

1番の食育に関する取り組みです。学校と家庭が連携して食育を推進するというものですが、前回の審議会で保育所も実施しているとの御意見をいただきましたので、学校や保育所等と家庭が連携しという形で修正させていただきます。

次に、もう1枚おめくりいただきまして、41ページをお開きください。

31番の放課後児童クラブの取り組みでございます。こちらは放課後児童支援員の人材育成のための研修を実施する内容の取り組みですが、大きな中身は変わっていないところでございますが、読みやすいようにとか、文言を定義しております。

続きまして、44ページをお開きください。

子供の自殺予防対策を入れたほうがよいというような御意見を受けまして、73番の取り組みを追加させていただきます。

自殺防止に関する取り組みにつきましては、別に計画がございまして、埼玉県自殺予防計画、こちら2018年から20年のものがございますけれども、そちらの中で子供・若者の自殺対策を推進するという項目が立てられ、自殺予防に資する教育や心のケアなども盛り込まれており、当該計画に基づいて子供の自殺予防に対する対策を進めております。

次に、少し飛びまして50ページをお開きください。

30番のところに、DV被害者に対する取り組みがございまして、相談対応につきましては、DV被害を受けました母子だけではなくて、父子の場合も対象としておりますので、文言を加え、整理しております。

また、同じページの(3)の障害児の支援のところがございますけれども、これまで学校や在宅、放課後児童クラブに関する記載はありましたけれども、保育所につきまして少し記載が抜けておりましたので、前のほうから34番のところに再掲という形で、保育所についても入

れさせていただいているところでございます。

次に、52ページをお開きください。

児童虐待防止、社会的養育の充実の部分でございますが、こちらにつきましては主に社会的養育推進計画検討委員会のほうで検討を重ねていただきました。

まず、7番の取り組みについてですが、作業部会と検討委員会からの意見を踏まえまして、増加する児童虐待通告に対応するため、新たな児童相談所の整備を進めていくことを記載いたしました。

また、前回の審議会で、非行の背景には虐待の問題があるという御意見がございましたので、9番の取り組みで、児童相談所において虐待を含む養育、非行などへの相談への指導、助言をするということを記載しております。

また、前回、児童虐待についてはDVと関連づけてほしいというような御意見ございましたので、下の14番のところと、次のページ、53ページの29番から31番の取り組みを追加しているところでございます。

また、続きまして、55ページをお開きください。

55番及び57番から59番でございますが、検討委員会において里親委託の推進を充実してほしいという御意見がございましたので、里親に対する切れ目のない支援やささまざまな方法を通じた里親制度の広報、里親などの声を生かした支援の取り組みなどを追加したところでございます。

また、次に56ページの75番から78番にかけて、児童福祉施設の多機能化に係る取り組みを再掲したほか、79番に県立児童養護施設の機能強化を追加したところでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、57ページの88番のところでございますが、そちらで児童福祉施設の退所者等から意見を聴取し、社会的養育経験者の声を生かした自立支援を行うことを記載いたしました。

次に、60ページをお開きください。

取り組み指標の一覧というページでございます。

現在の計画では、各柱に指標を設定することができておりませんで、その部分については参考指標という形で、ほかの計画の指標を載せることで補っていたところでございます。今回は、まだ調整中のものもございますけれども、できれば全ての柱に指標を設定したいなというところで、今調整しているところでございます。

また、もう1枚おめくりいただきまして、次のページ以降は教育保育施設地域型保育事業の

「量の見込」と「提供体制」でございます。

市町村のほうで昨年度から実施していただいております利用希望調査、ニーズ調査を踏まえまして、各施設や事業にどれくらいの需要があるか推計しまして、いつどのくらい供給するのか目標を定めるものでございます。

現段階では、各市町村での策定作業を行っていただいているところでございますので、数値自体は確定しておりませんが、63市町村の数値が確定しましたら、数値を積み上げて、県の数値をとというふうに考えております。

審議会での御審議は今回が最終となります。したがって、本日いただきました御意見の反映状況につきまして、審議会の場で直接お伝えすることはできませんけれども、この後県民コメントによる県民の御意見を反映させ、最終案となった時点で、委員の皆様には郵送などの手段により御報告させていただきたいと考えているところでございます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○栗原委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

○久能委員 久能です。

まず、2点ほど、意見として述べさせていただきたいんですけれども、まず4ページ目の計画策定趣旨の1段落目、子供は次世代の担い手であると同時に、適切に養育され云々、権利を有する存在であるとされているんですけれども、これ、権利の主体であることをちょっと強調していただきたいので、この文言を入れかえてほしい。適切に養育され、権利を有する存在であると同時に、次世代の担い手という形のほうがよろしいのではないかということが1つと、4段落目、全体が少子化対策なので、ちょっとこれは意見の趣旨とずれるかもしれないんですけれども、4段落目の2行目後ろのほう、そのため少子化の進行に歯どめをかけるとともに、安心して子供を産み育てる環境のところを、ここも文言を入れかえていただいて、安心して子供を産み育てる環境をつくり、少子化の進行に歯どめをかけるのほうが、全体としてよいのではないかなということで、意見として述べさせていただきます。

2点目が、44ページの4番のいじめの関係で、54ページの34番、一番上のところの、埼玉県が設置している子供の権利擁護委員会で、結構学校のいじめの問題に対応している事例、結構多いかなと思ったので、できればそのいじめの関係もどこかに、44ページの80番とかに、子供の権利擁護委員会はちゃんとあるということで、関連づけて記載していただければというふうに思います。

以上です。

○栗原委員長 ありがとうございます。

事務局のほうから何かコメントございますか。

○岸田少子政策課長 では、最初にいただきました4ページの初めにの部分につきましては、いただいた御意見を踏まえて、入れかえの検討をさせていただきたいと思います。

御意見ありがとうございます。

○栗原委員長 よろしいですか。

○岩崎こども安全課長 子供の権利擁護委員会の関係なんですけれども、44ページの80番の一番下のところ、これ、子供の権利擁護委員会の関係ですので、54ページの恐らく34番の子供の権利擁護と関連づけて、整理して文言を表現したいと考えております。

以上でございます。

○栗原委員長 では、こちら御意見。

○藤井委員 藤井です。

事前に打ち合わせの時間を設けていただいて、ありがとうございました。

その中でもいろいろと言わせていただいたので、今日気がついたところに関して幾つかお話しさせていただきたいと思います。

まず1つは、52ページにございます子供を虐待から守る地域づくりという項目の5番でございます。休日夜間専用の電話窓口を設置し、とございますが、この電話の窓口の番号というのが、一般に知らされている番号を使うのか、専用の番号を使うのか、ちょっとこの番号自体をここに明記されたほうがいいのかなどというふうに感じました。

それから、次のページでございますが、53ページの18というところですが、上から2つ目のところですが、一時保護のための整備に関して、児童養護施設における一時保護のためのというふうになっておりますが、現実的に、実際に対応されているのは児童養護施設のみでなくて、乳児院なども実際にかかなりの数の一時保護を受けておりますので、ここは乳児院と入れるか、等と入れるかしたほうがいいのかなどというふうに感じます。

具体的には、里親さんの何か入っていますので、児童養護に特定しなくてもいいのかなどというふうに感じました。

それから、88、57ページの88番のところでございますが、退所者等のニーズに合った自立支援を行うため、入所者及び社会的養育経験者の意見を聞き、取り組みに生かしますという項目を加えていただいたのはよかったです、これ、ちょっとページを戻していただいて、

54ページに、37番のところです。

社会的養育を受ける子供の権利を子供自身に伝えるため、全ての児童養護施設等入所児童及び里親等委託児童に子供の権利ノートを配布し、子供が意見を述べることができる機会を確保します。また、子供の意見表明を支援する仕組み、アドボケイト制度を検討しますというふうにございます。これは、子供の意見を聞くという意味で書かれているのは大変いいことだと思うんですが、まず、アドボケイト制度をどういうふうにするかというイメージが、これだけだとちょっとわかりづらいんです。

これについても継続的に検討していくということになると思うんですが、内容的には、この入所者の自立支援の部分でも、一番最後にきた経験者の意見を聞き、取り組みに生かしますというところとの関連というのが非常に強いところだと思うんです。

ですから、可能であれば、88のところを、アドボケイト制度を入れて、あるいはそういうものの検討を含めて、この意見を聞くような仕組みをつくっていくような形にさせていただけるといいかなと思います。

それと、もう1点です。里親推進のところを充実させたいということで、幾つも加えていただいたところをございますが、里親の委託率に関しては数値目標が出ております。32%という目標になっておりますが、これの進捗状況をチェックする仕組みというのが書かれていないんですね。

あちらの検討会のほうでもお話ししましたが、定期的にこの数値の状況、進捗状況を見直す仕組みや制度、あるいは機会をつくるということも明記されたほうがいいのかなという意見でございます。

よろしく願いいたします。

○栗原委員長 ありがとうございます。

事務局のほうからお願いします。

○岩崎こども安全課長 こども安全課長でございます。

一番最初の52ページの5番のところ、休日夜間専用の電話窓口ということで、確かに#189や県の虐待の通告の窓口である#7171という番号がございますので、そういったものを入れるかどうか検討したいと思います。

ほかの計画とのバランスもありますが、検討していきたいと考えております。

あとは、53ページの18番のところ、一時保護の箇所、児童養護施設だけではなくて乳児院でも受け入れているということで、おっしゃるとおりでございまして、一時保護専用棟を整

備したりというのが、児童養護施設を中心としていたので、そちらのほう中心に書かせていただいたんですけども、等と入れるか検討させていただければなというふうに思っております。

そして、次の御質問の57ページの88番の最後の項目ですが、入所者及び社会的養育経験者の意見を聞きというところと、その前のページの子供の権利擁護のところの、54ページの36、37の項目との整合性のところは、子供の権利保障としてのアドボケイト制度を意識した、そういった権利保障の目的ということで項目立てさせていただいたんですけども、先ほどの88ページのほうは、少しく、目的が違ふと申しますか、施策を取り組んでいくに当たっての御意見を伺うという目的で、実は書かせていただきました。

ちょうど里親のところも同じような表現でして、いろいろなページで恐縮なんですけど、55ページの59番のところも、里親や里親に関心のある方の意見を聞き、施策、取り組みを生かしていきますというふうに書いてあるので、この59番と88番が、どちらかというとな施策を効果的に遂行していくための意見を聞くということで、前の36、37は子供の権利保障としてアドボケイト、御意見を聞いていくという、少し目的が異なります。施設入所者、そして退所者、退所後の方につきましてもそういった、特に入所中、退所前の方の児童の御意見を聞くというのは、当然のことながらアドボケイトという視点からの意見を聞いていくということを取り組んでまいりますので、項目、文言の整理としては、そういった目的があるということを御理解いただければと思っております。

あと、里親委託の進捗管理の関係については、社会的養育推進計画委員会の中でも同じようなお話が出まして、その進行管理をしていく、そういう仕組みづくりをということで、取り組みを進めていきますという御回答させていただいたんですけども、その取り組みを明記していくかということについては、少し検討させていただいて、当然のことながら取り組み、進捗管理は定期的に行っていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○栗原委員長 ありがとうございます。

ほかの委員さんから、はい、どうぞ。

○大島委員 伊奈町の島でございませう。

行政の立場から、私これ全部読んでいませんので、申しわけなく思っておりますけれども、行政で子供たちのために取り組んでいることと申しますか、これから大事なことはこういうことかなと思ったこと、考えを述べさせていただいて、それが当然この中に入っていますよと、

心配ありませんよということであればいいなど、こんなふうに思っております。

まず、前にもお話いたしましたけれども、子供たちが1.34という、非常に子供が生まれてくる率が低いということがあります。これは私ども行政としては、婚活をイベントとしているところやっているというのが、実際にこれ、どこの自治体でもそうかと思うんですけれども、実際取り組んでいることの1つであります。

そしてお子さんができて、今度は子供たちが健康にすくすくと育っていく、これに対する健診ということになると、医師会としっかりと連携をとって取り組まなければならないということでもあります。

この健診について、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っています。

そして大きくなると、当然学校に行くということがありますから、いじめの問題が出てくるということ、それと不登校の問題が出てくる。これらに取り組む姿勢の中で、私ども行政としては、もちろん教員のOB等々がいろんな意味で話し合いに応じている、あるいはまた地域との、お年寄りとのコミュニケーションをつくろうよということで、お年寄りの立ち寄っている居場所づくりの中に子供たちを入れるといいますか、そういうことの中で、お年寄りとお互いに連携をとりながら一生懸命やっていく、話し合いをしていくという、学校とはまた違った形のコミュニケーションをとれると、こういうことかなというふうに思っております。

そして、今伊奈もそうなんですけれども、実は外国人の方が結構ふえております。

今460人ほど外国人が、今いますけれども、約1%、人口の1%が外国人ということです。そういう意味では、埼玉県下、もっと率が高いですよ。2.3%で16万7,000人ぐらいいましたかね、たしか外国人がいらっしゃるということで、そういう中で、子供さん方も、今フィリピンの子供たちが、伊奈は結構います。

ですから、そういう子供さん方との、外国人とのコミュニケーションといいますかね、それがこれからはもっともっとふえますので、そういう連携がとれるようなことがしっかりやればいいなというふうに思っています。

そういう中で、英語がいいのか、中国語がいいのか、そういう部分があるかもしれませんが、そのコミュニケーションの中で、私どもは今、ALTの英語をしっかりと子供たちにとということで、3級の受験料は町が全部払うぞという、そんな取り組みを実は子供たちに対してしているということがあります。

ですから、これから行政が取り組まなければならない課題の1つは、その外国人とのコミュニケーションだなというふうに、ちょっと思っているところがあります。

そういう部分で、この中にしっかりと書かれているというふうに思っておりますので、行政が抱える問題も取り組んで、ぜひやっていただきたいと、こんなふうに思っているところであります。

以上です。

○栗原委員長 ありがとうございます。

事務局のほうから何かございますか。

お願いします。

○岸田少子政策課長 では、全体的な御意見頂戴しましたので、私のほうから、全体として、今委員のほうには言われたことにつきましては、この計画の中に盛り込まれているというふうに考えております。

婚活支援につきましては、まず34ページのところでございますけれども、(1)のところ、結婚を望む人への支援につきましては、SAITAMA出会いサポートセンターの取り組みについて書かせていただいております。主なところといたしましては、これがございます。

また、健診ですとかそういったことにつきましては、2の親と子の健康医療の充実のところ、例えば(1)の⑦あたりにネウボラのことを書いてございますし、また③のところ、新生児に対するいろいろな検査とか、そういったことも書かせていただいております。

また、いじめ、不登校のところにつきましては、44ページのところで、そこでいじめ、不登校、中途退学の防止及び対応というようなことが書かれているところでございます。

また、子供の居場所づくりということに関しては、例えば49ページのところで、④のところございますけれども、子ども食堂など子供の居場所づくりの支援ということで、子ども食堂ですとか、そういったいろいろな居場所づくり、またこれが地域のコミュニティーにもなっていくというようなことが書かせていただいております。

また、外国人のことにつきましては、一人一人の状況に応じた支援ということで、51ページのところで(4)というのがございますけれども、その中の49の丸のところ、このところで帰国した子供や外国人の子供が学校生活に円滑に適應できるよう、日本語の指導を行うための教員等の配置や、実践的な教員研修の実施等々について書かせていただいておりますので、今御指摘いただいた点につきましては、いろいろなところで書かせていただいていると承知しております。

○栗原委員長 ありがとうございます。

ほかの委員さんの中からございますか。

はい、どうぞ。

○早川委員 嵐山学園の早川と申しますが、計画自体は素晴らしいものをつくっていただいて、SDGsが入っているところ、すごく最近の国連の話とかに向けていいなと思います。私が伺いたいのは初めて委員になったので、この後の県民の方々にどういうふうに広めていくかというような方法の部分です。

せっかく素晴らしい計画ができていて、実際の子育てをしようと思っている世代とか、子育て世代の方に、なかなか伝わりづらいのかと、文字が苦手な世代でもあるので、どのように広報とか、これまでされてきていることもあるかもしれないですけども、ちょっと詳しくないので、その辺を教えていただきたいと思います。

○岸田少子政策課長 まずはつくる過程においてもですけども、先ほどちらっと御紹介しましたが、来月以降、県民コメント、いわゆるパブリックコメントでございますけれども、そちらを実施して、ホームページを通じてですとか、あとは地域のセンター等に閲覧できるような場所を設けますので、そういったところでご覧いただいて、御意見を頂戴したいと思っております。

その中で、周知もできる部分もあるのかなと思っております。

また、でき上がりました後につきましては、冊子をつくって、いろいろなところに配ったりしている部分もございますけれども、おっしゃるとおり、せっかく計画をつくっても周知されない意味がないということもございますし、これだけ埼玉県、いろいろな取り組みをやっているということを子育て世代の方にわかっていただきたいということもございますので、今いただいた御指摘も踏まえて、今後、これまでの計画がやっていることに加えて、何かできるものがないか、ホームページ等を通じた周知というのはもちろんございますけれども、その他何か、できることがないかということを検討していければと思います。

ありがとうございます。

○栗原委員長 ありがとうございます。

委員さん方から御意見、御質問、よろしいですか。

はい、どうぞ。

○堀田副委員長 すみません、いろいろと改善していただいて、いいものが出たと思います。

44ページの④のところ、いじめ、不登校、中途退学の防止「及び対応」というところを加えていただいたのが、前回の協議を受けてだと思っておりますけれども、中身的に、じゃ、対応がどの部分になるのかなというのが、ちょっと最後に、ちょっと気になりまして。例えば、不

登校についてという点、やはり適応指導教室のことが大きいのかなと思うんですが、教育というところをどこまで入れ込んだらいいかというバランスはあるかと思うんですけども、やはり入れたほうがいいのかというふうな、ちょっと感想を持ちましたので、御検討いただければ幸いです。その他に、つまり対応の部分ですね、中身が防止の部分になっているので、対応の部分で加えられるところがあれば、入れたほうがいいのかというふうに思った次第です。

よろしく申し上げます。

○生徒指導課田中主幹 生徒指導課です。

すみません、この計画につきましては、不登校、中退防止の主な取り組みというところで、目立ったところということで教育相談というのを入れさせていただいたんですが、委員御指摘の、適応指導教室とかの連携というところにつきましては、教育振興基本計画のほうで計画のほうをさせていただいております。

また、こちらの計画に盛り込むべきかどうかというところは、少し検討させていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○栗原委員長 ほかにございますか。

どうぞ。

○南條委員 南條です。

特別な支援が必要な子育てなんですけれども、もし盛り込まれてたら大変申しわけないんですが、多胎児支援というのは具体的にここに入っているんでしょうか。障害児の方とか、支援が必要な方というような書き方はあると思うんですけども、あえて多胎児というのは、最近多く見られる傾向もありますので、より意識しているよというふうな盛り込み方はどうかというふうに思いました。

○栗原委員長 この点はいかがでしょう。

○健康長寿課朝倉副課長 健康長寿課でございます。

今の南條委員のいただいた御意見ですが、多胎児支援というのは、確かにこの計画の中には入ってございませんけれども、ネウボラの一環として、今年度末までに子育て世代包括支援センターが立ち上がる予定でございますので、その中で多胎児のパパやママの大変さを受け取りながら、そこで支援していけるような、それと市町村が子育て支援を全般的に行っておりますので、そういうところを実施していただけるように、県としては支援をしていきたいと思っておりますので、またどちらかに盛り込めるかどうかは検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○栗原委員長 ありがとうございます。

まだございますか。

○久能委員 すみません、2点ほど質問をさせていただきたいんですけれども、52ページの①の8、児童相談所の業務についてA I等を活用しとあるんですけれども、このA Iをどう活用するか、ちょっとイメージが湧かないので、ちょっとその点を御説明いただきたいのと、6番に入るのかもしれないんですけれども、検察とか警察署、児童相談所が共同で面接するという手法とかも結構議論あるかと思うんですけれども、県としてどのような議論があるのか、御説明いただければと思います。

よろしくをお願いします。

○岩崎こども安全課長 52ページの8番についてはA I、例えば今、いろいろ面談をした結果を記録を、ケースワーカーが書き込んだり、記録を残したりするので、例えば音声で記録が少しでき上がるような、あとは、いろいろなワード、言葉を入れていったりすると、例えば虐待の可能性とかを分析したりとか、もしそういうのができれば、先行自治体が今モデルで取り組みを行っておりますので、先進自治体の動向も踏まえながら研究していきたいなということで、書いてございます。

そして、共同面接のところでございますが、埼玉県は検察庁ですとか、あと警察と三者で、今意見交換を行っているところでございます。

まだ、共同面接が実現できるよというか、効果的にできるように今課題整理して検討しているところでございます。

以上でございます。

○栗原委員長 ありがとうございます。

もう、よろしければ。よろしいでしょうか。

では、こちら辺で締めさせていただきます。ありがとうございます。

事務局におきましては、本日の意見を参考にしていただき、本行動計画案の見直しにつきまして御検討をお願いしたいと思います。

(2) 児童養護部会における審議経過について

○栗原委員長 では次に、次第の3(2)児童養護部会における審議経過についてです。

事務局より御報告願います。

○岩崎こども安全課長　こども安全課長の岩崎でございます。

児童養護部会における審議結果を御報告申し上げます。

恐縮ですが、着席して御報告させていただきます。

児童養護部会における審議結果につきましては、本年度に開催されました児童福祉審議会で平成31年度第2回までの審議結果を報告しております。

本日は、それ以降に開催されました児童養護部会第3回、第4回の結果を御報告いたします。

資料の4をご覧ください。

児童養護部会では、里親の認定に関する事項、児童相談所の行う措置に関する事項、被措置児童等虐待の報告に関する事項について調査、審議することとされております。

これらの審議事項につきましては、埼玉県児童福祉審議会規則第7条第6項の規定により、部会の議決をもって審議会の議決とすることとされており、同条第7項の規定により審議結果を児童福祉審議会に報告することとされております。

なお、児童養護部会の審議は、児童や里親希望者などの個人情報等を取り扱うことから非公開で行っており、本日の報告につきましては個人情報を含まない形での報告となりますので、御了承くださるようお願いいたします。

それでは、資料4についてでございますが、初めに1の里親の認定に関する審議について御報告いたします。

これは、里親となることを希望する者について、その適否を御審議いただくものでございます。

(1)の開催及び審議状況のとおり、里親となることを希望する12世帯について御審議いただきました。こちらの12世帯全てについて、里親として認定することが適当との答申をいただいております。

次に、(2)の認定、登録里親の状況でございますが、まず、アの種別別をご覧ください。

里親として認定することが適当との答申をいただいた12世帯のうち、養育里親としての登録が4世帯、養育里親と養子縁組里親の両方への登録が8世帯となっております。

次に、イの職業別、ウの年齢別につきましては、資料のとおりでございます。

続きまして、2の児童相談所の措置に関する審議について御報告いたします。

これは児童相談所が児童について施設入所等の措置が必要であると判断したにもかかわらず、保護者がこれに反対の意向を示した場合などに、児童相談所の方針の適否を御審議いただくものでございます。御審議いただきました第3回の5件全てにつきまして、児童相談所が施設入

所等の措置をとることが適当であるとの答申をいただきました。

次の3の親権停止の審判申立に関する審議について御報告いたします。

児童相談所が児童に対し、児童の福祉のため必要な措置を図る際に、観護措置として児童の生命または身体の安全を確保するために緊急の措置が必要であるとした場合、その親権者等の意に反して必要な措置をとることができるとされています。

必要な措置を優先するため、親権の停止を図る児童相談所の方針について適否を御審議いただくものでございます。

御審議いただきました第4回の1件につきまして、親権停止の審判申し立てを請求することが適当であるとの答申をいただきました。

次に、最後の4、被措置児童等虐待事案について御報告いたします。

これは、児童養護施設等に入所している児童等について、施設職員等による虐待が疑われる旨の通告や届け出があり、県が事実確認などの必要な措置をとった場合、児童養護部会に報告することとされているものでございます。

新たに被措置児童等虐待に係る通告等のあった2件について事実確認を行い、結果を児童養護部会に報告いたしました。報告しました2件のうち、1件は被措置児童等虐待が認められるもので、もう1件につきましては、認められない事案でございました。

児童養護部会における審議結果の報告は以上でございます。

○栗原委員長 ありがとうございます。

御質問等ございましたらお願いしたいと思いますけれども。

よろしいでしょうか。

それでは、予定の議事はこれで終了いたしました。

これで審議は終了ということになります。

計画策定のために、3回にわたり御出席いただきました関係者の皆様には、専門的な立場から貴重な意見をいただきました。ありがとうございます。

これをもちまして本日の審議は終了させていただきます。

これで事務局のほうに進行をお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

ありがとうございます。

◎閉 会

○司会 本日は御審議いただきまして、大変ありがとうございました。

御案内のとおり、今年度の審議会開催予定といたしましては、今回が最終回となっております。

年度内に審議会の開催が必要となります場合には、改めて御連絡をさせていただきます。

以上で、令和元年度第3回埼玉県児童福祉審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。